

新市建設計画

平成 16 年 11 月

上野原町・秋山村合併協議会

平成 25 年 9 月変更 上野原市

目次

第1章	序論	1
1	合併の必要性.....	1
2	計画策定の方針.....	4
第2章	新市の概況	5
1	位置と地勢.....	5
2	気候.....	5
3	面積.....	5
4	人口・世帯.....	6
5	産業統計数値.....	7
第3章	主要指標の見通し	8
1	総人口の見通し.....	8
2	年齢別階層人口の見通し.....	8
第4章	新市建設計画の基本方針	9
1	新市の将来像.....	9
2	新市建設の基本方針.....	10
第5章	新市の施策	14
1	施策の体系.....	14
2	施策の方向と主要な事業.....	15
第6章	新市における県事業の推進	29
1	山梨県の役割.....	29
2	新市における山梨県事業.....	29
第7章	公共的施設の統合整備	31
第8章	財政計画	32
1	歳入.....	32
2	歳出.....	35

第1章 序論

1 合併の必要性

上野原町と秋山村は、首都中心部から約 60～70km 圏の豊かな自然に恵まれた地域に位置します。両町村は、通勤・通学または農産物等の輸送などを通じて、住民相互の交流も活発です。そして現在まで両町村は、行政の広域的な課題に対応するため、山梨県東部広域連合やごみ処理等、多くの共同事務を行っています。

他方、住民の日常生活、経済活動はますます広域化し、地方行政に対する住民ニーズの多様化、そして「地方分権」や「三位一体の改革」など、地方行政を取り巻く情勢がめまぐるしく変化しています。上野原町と秋山村は、このような本格的な地方分権の時代を迎える中であって、安定した行財政基盤を確立し、安全で安心できる市民生活の提供や効率的な行政運営、個性的なまちづくりなど、行政サービスの充実を図ることが求められています。

このような中で、上野原町と秋山村は合併の必要性を認識し、平成 15 年 4 月に上野原町・秋山村合併協議会を設置し、協議を進めてきました。

(1) 多様化、高度化する住民ニーズへの対応と合併の必要性

地域住民の価値観の多様化や少子・高齢化、情報化、国際化などの進展に伴い、行政に求められる住民ニーズは、多様化、高度化しています。これらのニーズに対応するため、行政においても、多様化、高度化する行政課題に対応できる専門職員の確保や育成が求められています。

上野原町と秋山村のような行財政規模が小さい自治体にあっては、従来の行政単位のままでは福祉、土木、建築技術など専門職員の確保が今後厳しくなり、適切な対応が困難な状況になると見込まれています。

<合併による効果>

- 行政の管理部門の効率化が図られ、職員の柔軟な配置や専門職員の拡充等、住民サービス部門を手厚くすることが可能となり、住民の高度化・多様化したニーズに対応できるようになります。
- さらに、市になることで福祉事務所を設置することになるため、住民の関心が高い、子どもやお年寄り、障害を持つ方々への福祉を一層充実できます。
- 公共施設の効率的配置など、財政支出の選択・集中が図られることから、より柔軟な財政運営と安定した行政サービスの提供が可能になります。
- 日常生活や仕事上の様々な手続き、各種支援・優遇制度、公共交通、教育文化施設、スポーツ施設などにおいて、両町村の枠をなくすことで多くの利便性や活力が生まれます。

(2) 広域的な視点からのまちづくりと合併の必要性

上野原町と秋山村においては、道路や鉄道に代表される交通ネットワーク整備やライフスタイルの多様化に伴い、通勤、通学、買い物、医療機関の受診など日常生活または経済活動の範囲が両町村の区域はもちろん、県境を越えて東京都、神奈川県などへと拡大、広域化しています。

このように活動範囲が広域化する状況下において、住民の利便性の観点から、行政も住民にあわせ、広域的な対応を行う必要があり、これからのまちづくりにおいてはより広域的な視点で一体的な整備を行っていくことが求められています。

<合併による効果>

- 広域的な視点から、地域整備や土地利用のあり方を検討・調整しつつ、地域の特性を活かした魅力あふれるまちづくりを展開していくことができます。
- 道路、情報通信等、社会基盤の広域的な整備・ネットワーク形成が可能となります。
- 環境問題、産業振興、安定的な水資源の確保など、本地域における一体的な課題への取り組みを効果的に実施することが可能になります。

(3) 都市総合力強化と合併の必要性

地域間競争が激しくなっていく中で、地域として生き残っていくためには、自立する都市として求められる人口・経済規模の拡大化、商工業など産業の発展、情報の高度化など、地域としての魅力を一層磨き、都市総合力を強化することが求められています。

<合併による効果>

- 人口や経済の規模が大きくなることで、都市としての存在感・拠点機能が高まり、地域のイメージ・アップにつながります。
- これにより、企業や大型店の進出、国や県、民間の大型プロジェクトの誘致、さらには、若者の定着などが期待できます。
- 地域内の人、もの、情報が活発に行き交うようになり、知恵や技術力が集積され、産業や文化が、より一層活性化されます。

(4) 行財政基盤強化と合併の必要性

住民にとって身近な行政は、できる限り地方公共団体（市町村）が自己決定・自己責任の原則のもと、地域の創意工夫による行政運営を推進できるよう、現在、地方分権政策が進められています。

いままで、国や県の枠組みの中で行われてきた行政施策が、今後は市町村が自主的に判断、処理していく機会が多くなると見込まれます。また、国、地方を通じて極めて厳しい財政状況にある現在、上野原町と秋山村においても従来の行政サービス水準を維持、向上させていくためには効率的で、効果的な行財政運営が求められています。こうした地方分権や厳しい財政状況に対応するためには、市町村の行財政基盤の強化を図ることが求められています。

<合併による効果>

- 平成17年3月までに合併した場合、新市のまちづくり事業に対して、国や県から合併特例債や合併市町村補助金などの財政支援を受けることができます。
- これらの制度を活用して、新市の一体性を向上させる大規模なプロジェクトを実施でき、より良い生活基盤を計画的に整備することができます。
- 合併することで、両町村の3役（首長、助役、収入役）、総務・企画等の管理部門の職員、議員、委員会や審議会の委員などの総数が減少します。
- 効率的な行財政運営、縦割りの弊害の排除及び重複する公共施設や部署の合理化により経費が削減され、より住民満足度が高い行政サービスが提供できます。

2 計画策定の方針

(1) 計画の趣旨

本計画は、上野原町と秋山村が合併した場合に進めていく新市のまちづくりの基本方針を定めるとともに、この方針に基づいた総合的・計画的な施策項目を定めて、その実現を図ることにより、両町村の速やかな一体化を促進し、地域の均衡ある発展と住民福祉の向上を図るものとします。

(2) 新市の将来像

本計画における新市の将来像は、新市将来構想の精神を受け継ぎ、「夢と希望あふれる快適発信都市」とします。

(3) 計画の構成

本計画は、新市のまちづくりを進めていくための基本方針、その基本方針の実現に向けた新市の施策、公共施設の統合整備及び財政計画を中心として構成します。

(4) 計画の期間

本計画の基本方針は、将来を見据えた長期的視野にたつものとし、本計画における新市の施策、公共施設の統合整備及び財政計画の計画期間は、平成17年度(2005年度)から平成31年度(2019年度)までの15年間とします。なお、具体的施策については、新市において策定する総合計画等に委ねるものとします。

(5) 財政運営の方針

新市の財政計画については、地方交付税、国や県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることなく、健全な財政運営を行うものとします。

第2章 新市の概況

1 位置と地勢

新市は、山梨県の最東部で、首都中心部から約 60～70km 圏に位置し、東は神奈川県相模原市（旧津久井郡）、南は道志村、西は大月市と都留市、北は東京都西多摩郡と隣接しています。

この地域には、中央自動車道上野原 I C、J R 中央本線上野原駅及び四方津駅、国道 20 号、主要地方道四日市場上野原線・上野原あきる野線・上野原丹波山線・大月上野原線があり、首都東京を中心とする関東圏から山梨県への東玄関として重要な交流拠点となっています。

また、地域内を流れる桂川、秋山川、鶴川、仲間川及びそれらの支流によって形成された河岸段丘が住民生活の基盤をなしており、山岳・段丘・河川がつくり出す自然環境は、日照時間が長い等様々な自然の特性に恵まれています。なお、桂川・秋山川はともに相模川水系であり、神奈川県における主要な水道供給源となっています。

2 気候

気候は内陸的で、夏冬の寒暖差、昼夜の温度差が大きく、また降雨量が少なく、四季折々の美しい自然環境を生みだしています。

3 面積

新市は、南北方向に 21.6km、東西方向に 15.3km で、面積は、上野原町が 125.51km²、秋山村が 45.14 km²、合計 170.65 km²となり、県土の 3.8%を占めています。

4 人口・世帯

平成22年の国勢調査によると、両町村の総人口は27,114人で、平成7年をピークに減少傾向となっています。世帯数は、年々増加傾向となっていました。平成22年には10,032世帯と、初めて減少に転じました。また、1世帯当たり人員数は、平成22年の調査では2.70人と、減少傾向がみられます。

表1 人口・世帯の推移

単位:人、世帯

年	昭和60年 (1985年)	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)
人口・世帯						
総人口	27,772	27,790	30,248	30,157	28,986	27,114
総世帯数	7,398	7,897	9,562	10,012	10,262	10,032
1世帯当たり人員	3.75	3.52	3.16	3.01	2.82	2.70

資料:国勢調査

一方、両町村の年齢人口の構成は、平成22年の国勢調査によると、0～14歳の年少人口の割合が10.9%、15～64歳の生産年齢人口の割合が62.8%、65歳以上の高齢者人口の割合が26.3%となっています。山梨県の数値(0～14歳13.4%、15～64歳61.6%、65歳以上24.5%)と比較すると、両町村は山梨県の数値よりも、年少人口の割合が低下し、高齢者人口の割合が上昇する傾向が続いており、少子・高齢化社会の進行がみられます。

表2 年齢別人口の構成

単位:人、%

区分	平成7年 (1995年)		平成12年 (2000年)		平成17年 (2005年)		平成22年 (2010年)	
	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比
年少人口 (0～14歳)	4,902	16.2	4,496	14.9	3,717	12.8	2,968	10.9
生産年齢人口 (15～64歳)	20,140	66.6	19,689	65.3	18,631	64.3	17,017	62.8
高齢者人口 (65歳～)	5,206	17.2	5,968	19.8	6,638	22.9	7,118	26.3

資料:国勢調査

5 産業統計数値

両町村の産業統計数値をみると、農業粗生産額は、年々減少傾向にあり、平成17年は約2億7千万円と、平成14年に比べて約18%の減少となっています。また、製造品出荷額等は、平成14年以降増加傾向にありましたが、平成22年は約531億円と、平成19年に比べて約28%の減少となっています。一方、年間商品販売額は、平成17年を除き、横這いの傾向となっています。

表3 産業統計数値

単位：百万円

産業数値	年	平成9年 (1997年)	平成11年 (1999年)	平成14年 (2002年)	平成17年 (2005年)	平成19年 (2007年)	平成22年 (2010年)
農業粗生産額		451	430	330	270	—	—
製造品出荷額等		61,504	55,450	49,584	66,733	74,210	53,162
年間商品販売額		27,494	29,201	28,462	38,562	29,690	—

※「製造品出荷額等」は、従業員4人以上の事務所の統計数値

※「農業粗生産額」は、平成19年以降市町村別統計数値無し

※平成19年の欄にある「製造品出荷額等」は、平成20年の統計数値

※平成17年の欄にある「年間商品販売額」は、平成16年の統計数値

資料：農業粗生産額：「山梨県農林水産統計年報」

製造品出荷額等：「工業統計調査結果報告」

年間商品販売額：「商業統計調査結果報告」

第3章 主要指標の見通し

1 総人口の見通し

住民基本台帳によると、両町村の総人口は、平成16年3月31日現在で28,832人となっています。国立社会保障・人口問題研究所によれば、新市の人口は平成27年に25,319人となり、平成32年には23,647人に減少すると推計されています。新市における平成32年の目標人口は2万5千人としているため、新市における合併後の各種施策により人口減少を食い止め、維持していくことが求められています。

2 年齢別階層人口の見通し

平均寿命の伸長などにより、65歳以上の高齢者人口増加が続き、平成32年には平成16年に比べて24.9%増加の8,068人となり、人口全体の34.1%を占めると推計されています。その一方で、0～14歳の年少人口及び15～64歳の生産年齢人口は減少し、平成32年にはそれぞれ1,972人（構成比8.3%）、13,607人（構成比57.5%）となっています。

表4 将来人口の見通し

単位：人、%

区分	年	平成16年 (2004年)	平成27年 (2015年)	平成32年 (2020年)
総人口		28,832	25,319	23,647
年少人口 (0～14歳)		3,939	2,379	1,972
	構成比	13.7	9.4	8.3
生産年齢人口 (15～64歳)		18,434	15,260	13,607
	構成比	63.9	60.3	57.5
高齢者人口 (65歳～)		6,459	7,680	8,068
	構成比	22.4	30.3	34.1

資料：平成16年は、住民基本台帳人口（平成16年3月31日現在）
平成27・32年は、国立社会保障・人口問題研究所、平成25年3月推計

第4章 新市建設計画の基本方針

1 新市の将来像

夢と希望あふれる快適発信都市

新市の将来のまちづくりにあたっては、上野原町と秋山村両町村の特徴や目指す方向を踏まえつつ、新たな都市の枠組みにふさわしい「新市の将来像」を描くことが求められています。

新市は、首都中心部から約 60～70km 圏の位置にあり、多くを緑豊かな山林等が占め、桂川、秋山川、鶴川、仲間川及び各河川の支流の美しい流れのもとに、数々の歴史・文化が息づいている地域です。このような美しい自然や地域特性を活かしながら、いきいきと人・もの・情報が交流する新しいまちづくりを進めることが求められています。新市の平成 32 年の目標人口を 2 万 5 千人とし、人口維持・目標達成に向けて新しいまちづくりを推進することが求められています。そのためには、まず、住民すべてが安全に、そして、安心して快適に暮らせることが必要です。

次に、歴史と文化の香り豊かで自然と触れ合うことができ、住民の一人ひとりが魅力的な個性を十二分に発揮し、いきいきと生活していけるような空間を創造していくことが求められています。

さらに、合併による行政区域の拡大、地方分権が一層進展する中で地域間連携を強化し、住民同士の交流機会の増大、新しいコミュニティーの形成、また、行政と市民の協働を推進していくことが求められています。

それぞれの地域において、先人達が築き上げた伝統や文化を継承しつつ、培われてきた産業、文化をはじめとする、あらゆる分野における独自性をもった地域資源をもう一度見直し、誇りと活力を持って、個性豊かで自律した新市を創り上げていくことが求められています。

これらを踏まえつつ、「安全・安心」「活力・個性」「連携・交流」という新しいまちづくりの理念を実現させる新市の将来像を「夢と希望あふれる快適発信都市」とします。

2 新市建設の基本方針

1. 「安全・安心のまちづくり」

住民すべてが、安全・安心に暮らせることを新市のかげがえのない財産とするため、「安全・安心のまちづくり」を重点的に推進します。

(1) 安心して健やかに暮らせる都市

住民が快適に、安心して生活できる環境を整備するため、日常的な生活基盤の整備を図っていくとともに、地震や火災などの災害に対する地域防災体制を確立するため、自主防災組織との連携を図りつつ、総合防災拠点の整備や公共施設の耐震化など、災害に強いまちづくりを進めていきます。また、防犯や交通安全など住民の身近な安全を確保する対策を推進していきます。

一方、自然豊かな地域として、自然環境の保全を積極的に推進していきます。この地域を流れる相模川水系の桂川、秋山川は、昔から豊かで清らかな水をたたえており、水質のみならず、生態系や景観の保全等、河川環境全般にわたる保全の推進が求められています。そのためには、地域内の生活排水処理について、公共下水道や農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽など様々な処理方法がある中で、それぞれ地区の特性に応じた方法で適切な生活排水の処理を推進していく必要があります。また、飲料水については、地域の状況により上水道と簡易水道による供給地域が混在していますが、良質な飲料水を供給するためにも各水道施設を計画的に更新していく必要があります。

さらに、循環型社会の構築に向けたエコパーク構想の検討をはじめ、地域における省エネルギーへの取り組みを推進していきます。

(2) 高い水準の福祉都市

少子・高齢化社会の進行に伴い、医療や地域福祉分野のサービスに対する重要性は高まっています。医療分野については、公立病院・診療所の機能充実を図るとともに、地域内の病院や診療所との連携を強化し、地域医療の充実を図っていきます。また、地域福祉分野については、高齢者に対する福祉サービスの充実が重要で、新設される新市福祉事務所と連携して、高齢者の憩いの場の整備、公共施設へ移動しやすい機能の充実など、ハードとソフト両面から推進していきます。

一方、働く女性の増加に伴い、子育て支援に対するニーズは増してきています。そのため、地域子育て支援センターや児童館の整備を図っていくとともに、乳幼児保育や延長保育など保育施設機能の充実を図っていきます。

2. 「いきいきとしたまちづくり」

歴史と文化の香り豊かで、自然と触れ合うことのできる地域づくりを大切に、地域が持つ個性を最大限に発揮していくため、「いきいきとしたまちづくり」を重点的に推進します。

(1) 学びの文化交流都市

地域の情報を地域内外に発信し、地域を訪れる人々との交流を積極的に推進していきます。全国的に認知度が高く、利用者の多い中央自動車道の談合坂サービスエリアの有効活用を図り、特産品や農産物を販売したり、新市の産業や観光をPRすることで市の情報発信を行い、新市を訪れる人々との交流を図っていきます。

少子化が進行する中で、地域を担う人材育成を行っていく必要があります。学校教育に対しても、さらなる充実が求められています。地域内の小中学校の中には、夜間照明やプールの整備が不十分な学校もあり、幅広い教育を行っていく中で、小中学校の学校施設の充実を図っていきます。また、教育水準の向上を図る中で、30人学級、IT教育の充実、英語教育の充実を推進していきます。

一方、郷土の歴史・文化遺産は、新市にとって重要な資産であるため、次世代に残すように保全していく必要があります。また、地域に残る伝統文化や芸術は、無形の資産であるが故に、その伝承には後継者の育成が求められています。そのため、地域文化講座を開設するなど、地域の伝統文化に触れる機会を設けることで、地域に残る文化や芸術を継承していきます。

(2) きらりと光る産業都市

上野原駅は、地域住民の通勤・通学、東京方面からの観光客の玄関口として、多くの人が利用しており、新市の拠点としての整備が急務となっています。

また、地域活力の一翼を担う産業分野における活性化を積極的に推進していきます。第1次産業では、農業と観光を融合し、都市住民が農業体験できる都市交流農園を整備したり、グリーンツーリズム・エコツーリズムを推進することで、首都圏の都市住民をこの地域に呼び込み、農業の活性化を図っていきます。第2次産業では、2つの工業団地の空き区画への企業誘致を進めるとともに、帝京科学大学との産学官連携による活性化を図っていきます。特に、近年、高度な製造技術により付加価値の高い事業展開を行っている地域電子部品工業などに対して、新技術・新製品開発等の一層の促進を図るため、帝京科学大学の研究成果の移管または共同研究開発などができる体制の構築を目指します。第3次産業では、中心街としての賑わいが低下している上野原町の中心市街地の活性化を推進していきます。また、東京近郊の自然と親しむことができるエリアとして、登山道や遊歩道の整備を行うとともに、日帰り観光の立ち寄り観光ポイントの整理とPRを図っていきます。

3. 「結びあうまちづくり」

地域内の連絡や地域間の交流を強化するとともに、行政と住民の協働化や新しいコミュニティの形成、地域の実情に合った自治のルールづくりのため、「結びあうまちづくり」を重点的に推進していきます。

(1) 利便性の高い快適な都市

南北に長いこの地域では、主な拠点を結ぶ幹線道路の整備は重要です。日常生活の中心的な施設である上野原駅及び四方津駅への道路や地域内外の連絡道路の整備を促進していくとともに、地域内の生活道路の整備を推進していきます。

行政区域が拡大する新市では、時間と距離を超越することができるツールとして、新市の拠点となる本庁舎、支所及びその他の公共施設を結ぶ情報通信ネットワークの構築を推進していきます。さらに、住民サービスを充実するため、既存のCATV網を活用した情報通信ネットワーク（新世代地域ケーブルテレビ）の構築を検討していきます。

(2) 市民と行政が連携した都市

合併にともなって自治体規模が拡大することにより、住民の声が行政に届かなくならないように、住民が積極的に行政に参画できる仕組みづくりを行っていく必要があります。それには、住民の合意形成を得るための地域審議会を設置するとともに、地域ふれあいプラザ（仮称）の設置を推進していきます。また、より多くの住民の意見を効率的に集約するため、旧来の行政区や組などの自治組織の再編についても検討していきます。

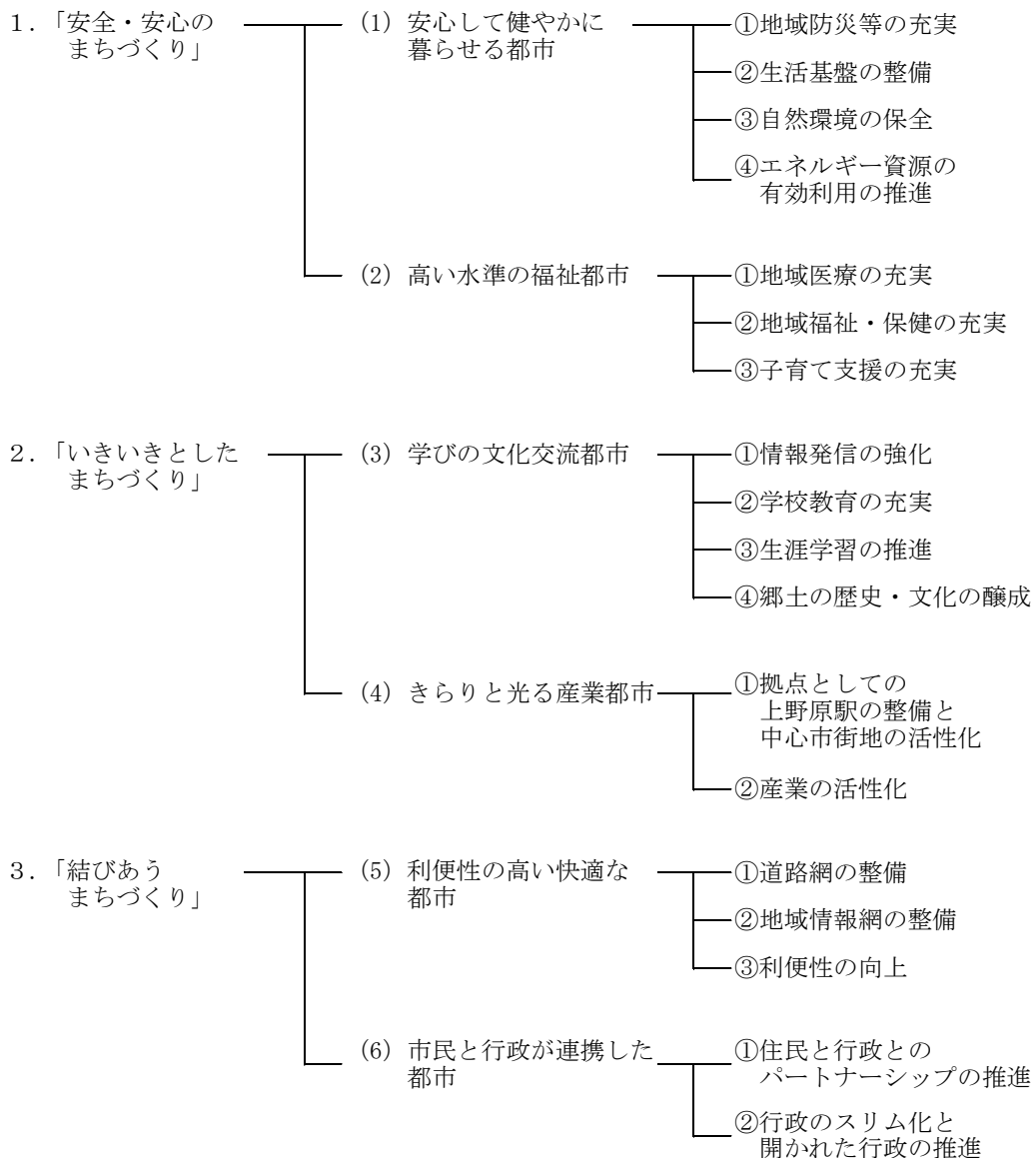
行政内部では、事務事業の効率化や行財政改革による行政のスリム化を図っていく一方で、複雑化する様々な課題・問題には、専門チームを設置することで対応していきます。また、電子自治体を積極的に推進し、ITを活用した情報公開を進めることで、ひらかれた行政を推進します。

第5章 新市の施策

「夢と希望あふれる快適発信都市」の実現に向けて、第4章で掲げた6つの基本方針ごとに施策を掲げ、各種の事業を推進していきます。

事業の推進にあたっては、総合計画など両町村の現在の計画を踏まえつつ、新たなまちづくりの視点に立って従来の個別の町・村のままでは実施が困難であると思われる事業についても、計画的に実施していきます。

1 施策の体系



2 施策の方向と主要な事業

(1) 安心して健やかに暮らせる都市

市民生活の安全と快適さを確保することは、住みよいまちづくりの基本です。安全で快適な生活基盤づくりのため、災害に強いまちづくりや防犯体制の強化、生活環境の整備など、総合的な施策の推進を図ります。

また、自然豊かな地域として自然環境の保全を推進するとともに、地域における省エネルギーへの取組みを推進していきます。

①地域防災等の充実

災害時に総合的防災拠点としての新市庁舎を活用しながら、新市の市民、行政、関係機関が一体となって行動できる新市の「地域防災計画」を策定するとともに、地域防災リーダーの育成や住民の防災意識の高揚、自主防災組織の一層の充実など総合的な防災体制の確立に努めます。

さらに防災行政無線の統一や将来のデジタル化への検討を行うとともに、消防防災施設・設備の充実強化、地域の避難場所としての機能も備えた市街地へのミニ公園の整備などに努めます。

一方、災害に強いまちづくりを目指し、市民が集う公共施設や教育施設の耐震補強を推進するとともに、地域公共ネットワークシステムを活用した消防団員の自動招集システムや河川への屋外監視カメラの設置など災害監視システムを構築します。

また、昨今の犯罪の増加、地域連帯意識の低下など社会情勢の変化に応じ、防犯施設の整備や防犯体制の強化を行うとともに、身近な交通安全を確保するため、交通安全対策を推進します。

<主な施策または事業>

- 地域防災計画の策定
- 防災行政無線の統一及びデジタル化の検討
- 消防・緊急無線のデジタル化
- 常備消防施設・設備の充実
- 非常備消防（消防団）施設・設備の充実
- 地域防災リーダーの育成を通じた自主防災組織の整備及び強化
- 消防団と自主防災組織との連携による地域防災力の向上
- ミニ公園などの避難場所や避難路の整備推進
- 公共施設における耐震補強の推進
- 緊急用ヘリコプター離着陸場の整備
- 緊急搬送体制の充実
- 地域公共ネットワークシステムを活用した消防団員の自動招集システム、河川への監視カメラの設置

- 犯罪防止に配慮したまちづくりの推進
- 交通安全教育・交通安全運動の推進
- 交通安全施設の整備 等

②生活基盤の整備

コミュニティー道路などの生活道路については、歩行者が安心して通行できるよう、歩道の確保や段差の解消などに配慮し、安全で快適な道路環境の整備を推進します。

また、道路をはじめとする公共施設では、誰にでもわかりやすい案内表示に改善し、子どもから高齢者まで、また性別や障害の有無に左右されないユニバーサルデザイン※¹により、機能性と安全性、快適性を重視したまちづくりを推進します。

新市の人口増加策の一環として高齢者、若年者などの多様なニーズに対応し、公営住宅については、居住機能の強化を含め、計画的な整備や改修により、住宅施策の推進を図ります。また、仕事と子育ての両立を支援するため、駅前に新たに保育所を整備し、保育サービスの充実を図り、少子化対策へ施設面の強化を推進します。

さらに全市にわたる衛生的な環境づくりのため、上水道の整備等を推進するとともに、簡易水道等、山間部における飲料水供給施設の計画的な整備・改修を進めます。

＜主な施策または事業＞

- ユニバーサルデザインによるまちづくり基本計画の策定検討
- 公共施設におけるユニバーサルデザイン化の推進
- 道路における歩車道分離の促進
- 地域循環型コミュニティーバス運行基本計画の策定
- 公営住宅の改修及び計画的な住宅整備の検討
- 駅前保育所の整備
- 上水道施設の整備・改修の推進
- 簡易水道の整備・改修の推進 等

③自然環境の保全

豊かな自然を大切に育み、次世代に引き継いでいくためにも自然環境保全についての新市環境基本計画を策定するとともに、桂川およびその周辺流域における適正な森林の保全管理に努めます。

さらに、健康で安全な暮らしを守るため、行政と企業が協力しながら、環境負荷を減らすための取り組みを促進します。また、公共下水道や農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽の設置推進などにより、環境や衛生分野における地域間格差の是正を図ります。また、大気汚染や水質汚濁・廃棄物不法投棄等の環境監視対策を促進するとともに、環境保全に係る普及・啓発活動を推進します。

※¹ ユニバーサルデザイン：年齢・性別・身体・言語など、人々が持つさまざまな特性や違いを超えて、できるだけすべての人が利用しやすいように配慮して環境、建物、製品等をデザインする考え方

＜主な施策または事業＞

- 環境基本計画の策定
- 環境教育・環境保全運動の推進
- 生態系保全と共生のまちづくりの推進
- 公共下水道・農業集落排水処理施設・合併処理浄化槽などの整備推進
- 汚泥再生処理施設の整備
- 環境監視体制の構築検討
- 廃棄物の不法投棄に対するパトロール体制の整備 等

④エネルギー資源の有効利用の促進

循環型社会の構築に向け、廃棄物の資源化、有効利用などの取り組みを促進し、廃棄物削減と資源の有効利用を両立させ、商業や工業を含めた産業面からの循環型社会の構築を推進します。また、周辺環境への影響を抑えた廃棄物処理施設を備え、そこから発生した熱エネルギーや電気エネルギーを再利用できる環境配慮型のエコパーク構想※²の検討を行います。

さらに新市庁舎への環境マネジメントシステムである国際標準規格 ISO14001 の認証取得を検討します。また、公共施設への自然エネルギー（太陽光発電等）の導入やハイブリッド車やLNG車等、エコカーを公用車として導入することを進めます。

＜主な施策または事業＞

- ごみの減量化・再資源化の推進
- リサイクルプラザ※³の整備の検討
- エコパーク構想の検討
- 新市庁舎におけるISO14001の取得検討
- 公共施設における新エネルギー導入の推進
- 公用車エコカー化の推進 等

(2) 高い水準の福祉都市

少子・高齢化が進行する中で、これまで相互扶助により担われてきた子育てや高齢者介護などを社会全体で担い、社会的弱者の生活支援を含めた、地域のセーフティーネットの構築を図ります。

具体的には、新市地域福祉計画を策定し、市制施行による福祉事務所の運営や、介護保険制度、高齢者・児童・障害者・低所得者福祉など、きめ細かな福祉行政を推進するとともに、地域の医療機関との連携を図る中で住民の健康を増進するなど、保健・医療・福祉が一体となった効果的・効率的なサービスの充実を図ります。

※² エコパーク構想：廃棄物を資源としてとらえ、資源循環型廃棄物処理施設とそこから発生・生産される熱・電気エネルギーを利用して、施設を中心とした一帯を緑豊かな公園として整備する構想

※³ リサイクルプラザ：缶・ペットボトル等を選別し、リサイクル事業者に引渡したり、粗大ごみで出された家具等の補修・展示や、紙すき等の体験学習ができる工房を備え、市民へ啓発等を行う施設

①地域医療の充実

市立病院の整備・充実を図り、IT を利用した遠隔診療や緊急用ヘリコプター離着陸場の整備等、地域間連携を中心とした地域医療の機能強化に努め、より充実した高度医療や救急医療を受けられる体制を目指すとともに、地域における診療所については今後も存続を図ることにより、安心して医療が受けられる体制を維持していきます。

＜主な施策または事業＞

- 新市医療体制に関する基本計画の策定検討
- 市立病院施設・設備の充実
- 病院・診療所間の連携強化と情報化推進
- 緊急用ヘリコプター離着陸場の整備（再掲）
- IT を活用した健康管理事業の推進 等

②地域福祉・保健の充実

住み慣れた家庭や地域でいつまでも健康的な生活を営むため、必要な介護や援助が受けられるよう訪問介護、日帰り介護、短期入所生活介護など、基幹型在宅介護支援センター※⁴を中心とした高齢者の通所施設や入所施設の充実を図ります。

また、山梨県介護保険事業支援計画（健康長寿やまなしプラン）との整合性を図る中で指定介護老人福祉施設の整備を推進します。さらにショートステイや授産施設を含めた障害児（者）施設の充実を図るほか、NPOなど市民と協働し、マンパワーの確保が課題となっている地域における介護サービスの円滑な供給を図ります。

他方、本格的な少子・高齢化社会を迎えるにあたって、住民が健やかで心豊かに生活できる活力ある地域社会とするため、地域保健活動の充実を図り、それらの拠点となる福祉保健センター※⁵の整備を推進し、福祉・保健相談業務の充実を図るとともに高齢者や障害者の自立と社会参加の促進に努めます。

さらに福祉事務所を設置し、社会福祉主事を配置することで、質の高いサービスの提供を図ります。

※⁴ 基幹型在宅介護支援センター：高齢者やその家族からの相談を総合的に受け、必要に応じてサービスの調整や情報提供を行う窓口

※⁵ 福祉保健センター：市民の福祉及び健康の増進を図り、また在宅福祉サービスなどを行う、総合的な福祉・保健活動の拠点となる施設

＜主な施策または事業＞

- 地域福祉計画、介護保険事業計画、老人保健福祉計画の策定
- 市町村健康増進計画の策定検討
- 福祉事務所の設置
- 社会福祉主事の配置
- 指定介護老人福祉施設の整備
- 介護サービス基盤の強化
- 基幹型在宅介護支援センターの整備
- 高齢者・障害者の社会参加、健康づくり及び就業の場づくりの整備
- 障害児（者）相談窓口、障害児（者）施設及びサービスの充実
- 社会福祉協議会の活動及びNPO活動支援の推進
- 介護ボランティア団体のネットワーク化支援
- 福祉保健センターの整備
- 福祉保健総合相談の充実
- 介護保険制度・支援費制度の適正運用
- 高齢者向けケア付き住宅、痴呆性高齢者グループホームの検討 等

③子育て支援の充実

誰もが安心して子どもを生み育てることのできる環境づくりのため、次世代育成支援地域行動計画を策定します。地域子育て支援センター※⁶を整備し、家庭の育児不安等についての相談指導や子育てサークル等への支援強化を図ります。多様化、高度化する保育ニーズに対応するため、子どもの健康増進と豊かな情操を育てる児童館やファミリーサポートセンター※⁷の設置検討や特別保育事業（休日保育・延長保育・乳児保育・障害児保育・一時保育など）を行う多機能保育所など地域子育て拠点の整備を推進します。

また、低学年児童の放課後における生活を支援するとともに、多子家庭における給食費の補助、乳幼児医療費の助成等、子育ての経済的負担の軽減に努めます。

一方、孤立しがちな母子・父子家庭に対して、相互交流の契機となる場を設け社会参加を促進します。また、母子自立支援員を配置して、児童の養育や家庭生活などに対する相談・指導・助言の充実に努めます。

※⁶ 地域子育て支援センター：子育てに関する相談、情報提供、子どもや保護者同士の交流など仲間づくりの仲介を行う施設

※⁷ ファミリーサポートセンター：「育児・介護の援助を受けたい方」と「育児・介護の援助をしたい方」を会員として、地域で仕事と家庭の両立を支援する施設

＜主な施策または事業＞

- 地域子育て支援センターの整備
- 児童館やファミリーサポートセンターの設置検討
- 休日保育・延長保育・乳児保育・障害児保育・一時保育などを行う多機能保育所の整備
- 多子家庭における給食費補助や乳幼児医療費補助の検討
- 母子・父子家庭の医療費助成・福祉資金貸付の充実
- 児童の養育や家庭生活に対する相談・指導・助言体制の充実
- 次世代育成支援地域行動計画の策定 等

(3) 学びの文化交流都市

地域の将来を支える第一の資源は人材です。将来を担う人材を育て、社会に明るい展望を開くことが極めて重要です。安心して子供を育てることができる環境を整え、市民一人ひとりの人権が尊重される、活気に満ちたまちの実現を目指します。

まず、児童・生徒の健全な育成を推進するため、教育環境の整備充実を図ります。

また、老朽化している学校の校舎等の施設整備や地域公共ネットワークの活用による多様な教育システムの構築を図り、地域情報化時代にふさわしい教育環境を整え、青少年の健全な成長を応援するまちの実現に向けた施策を推進します。

さらに市民一人ひとりが健康で、生涯にわたり学習活動等に参加できる環境づくりと豊かな歴史と伝統を後世に伝え、充実した地域文化を確立するため、生涯学習・生涯スポーツの振興や地域文化の保存及び普及を図ります。

①情報発信の強化

来訪者にわかりやすい案内の設置（サイン計画）を行い、既存の観光施設と新たな施設を有機的に活用するため、観光ルートを選定や新しい観光資源の発掘を図ります。

さらに中央自動車道談合坂サービスエリアにおいて、地域の特産品や農産物の販売、新市の産業や観光のPRを行うなど、談合坂サービスエリアを地域の情報発信拠点として整備するため、関係機関に対し積極的な働きかけを推進します。このほか、新市の特性と魅力を地域内外に発信するために、地域の恵まれた自然・歴史・文化などの特性を生かし、観光関連団体、JR、バス会社等の公共交通機関等と連携し、パンフレットやホームページ等を通じて、この地域の観光資源を広く内外にアピールするなど、新市として広域的、総合的な観光振興体制づくりを推進します。

＜主な施策または事業＞

- 市内統一サイン（案内板）計画の策定
- 新市観光振興計画の策定
- 新たな観光ルートの選定及び地域観光資源マップの作成
- 市ホームページによる観光のPR
- 談合坂サービスエリア内での地域情報発信拠点の整備
- 国際観光PRの推進
- 市民によるコミュニティー情報誌の作成支援
- 観光大使の委嘱 等

②学校教育の充実

この地域の小・中学校の中には、夜間照明やプールなどの整備が不十分な学校があります。新市においては、計画的な改修など、施設の整備・更新に努めます。また地域の教育施設を総合的な学習の時間などにおける児童・生徒の都市農村交流の場として活用し、体験的教育の推進を図ります。さらに、地域公共ネットワークを活用し小・中学校における情報教育の強化を推進します。

また、小・中学校において高い教育水準を確保するため、すべての市立小・中学校において一学級あたりの人数が30人を超えない30人学級編制の導入など少人数教育を推進するとともに、高度情報化・国際化等社会の変化に対応できる人材を育成するため、小・中学校におけるパソコン教育等の情報教育の推進、外国人語学指導助手による国際語（英語）教育、福祉教育、環境教育など教育体制の充実を図ります。

さらに学校敷地内の緑化など教育環境の整備、アレルギー対策を施した給食の提供やスクールカウンセリングの充実等、児童生徒を地域で支える良好な教育環境の整備に努めます。

＜主な施策または事業＞

- 学校施設（夜間照明、プール等）及び給食施設の整備推進
- 30人学級編制の導入など少人数教育の推進
- 情報教育、国際教育、福祉教育及び環境教育の推進
- スクールカウンセリングの充実
- 学校施設間及び高等教育機関との連携強化 等

③生涯学習の推進

あらゆる年齢層における生きがいと充実感を高めるため、新しい知識や技術の習得等多様な学習機会を増やし、学習内容の充実を図ります。市立図書館の休祭日・年末年始開館を実施するとともに、生涯学習・スポーツを推進する各施設や組織の機能強化を図り、さらに学習指導者の確保やボランティアの育成に努め、市民の学習・スポーツの機会及び環境の質的向上に努めます。

また、帝京科学大学等との連携により、高度な生涯学習内容の充実を図るとともに、スポーツ等を含めたリカレント教育※⁸の推進に努めます。

<主な施策または事業>

- 休祭日等の開館や移動図書館など市立図書館運営の充実
- 国際交流活動の推進
- NPO を活用した生涯学習分野における人材バンクの創設
- 生命科学や環境、情報科学など帝京科学大学と連携した生涯学習の推進
- 生涯学習の核となる公民館、コミュニティーセンター及び集会所等の整備
- 総合的スポーツ・レクリエーション施設の整備検討
- 文化講座やスポーツ教室・イベント等多様な生涯学習機会の提供 等

④郷土の歴史・文化の醸成

この地域には、国の指定文化財をはじめ数多くの有形・無形文化財があります。これら地域の重要な文化財を保護・保存するとともに、文化財の公開や刊行物の発行などを通じて、愛護意識の高揚に努めます。また、山梨県の東玄関口という交通の要衝としての地理的優位性を生かし、人・もの・情報の広域的な交流エリアの形成を図りながら、美術展示スペースや郷土資料展示スペース等の整備を検討することで、文化的な取り組みが行える環境を整えます。さらに、地域の伝統芸能文化に対しては、適切な援助を行うとともに、PR 活動を推進します。

他方、人権尊重の理念に基づき、真の男女平等という観点に立って、男女の固定的な役割を見直し、自分の意志で社会参加できる男女共同参画社会に向けた計画の策定と着実な推進を図ります。さらに男女共同参画社会を実現するため、男性と女性が等しく認め合うことができるよう学習機会の充実を図ります。

※⁸ リカレント教育：学校教育を終えたのち、職業生活に入ってから必要に応じて受けなおす教育のこと

＜主な施策または事業＞

- ふるさと歴史文化基金の設置
- 埋蔵文化財の発掘や有形・無形文化財の保護
- 地域を担う人材の育成
- 文化展示スペース等の整備検討
- 伝承文化や伝統行事の保存
- 男女共同参画計画の策定及び推進 等

（４）きらりと光る産業都市

厳しい経済状況が続く中、市民生活の安定と向上を図るため、各種産業の振興を通じて、活力と活気にあふれるまちづくりを推進します。

新市発展の拠点、また、新市の玄関口としても駅の存在価値は大きなものがあります。特に JR 上野原駅周辺地域は、新市の顔となる地域であるため、複合的な機能を視野に入れた整備を推進します。

①拠点としての上野原駅の整備と中心市街地の活性化

JR 上野原駅は、地域住民の通勤・通学や東京方面から訪れる観光客の玄関口として多くの利用者があり、市周辺部からの交通アクセス向上や駅施設のバリアフリー化等、利便性の向上が強く望まれています。このため、都市計画マスタープランとの整合性を図りながら上野原駅及びその周辺の整備を行い、新市拠点駅にふさわしい機能の強化を図ります。

また、消費者ニーズの多様化や地域間競争の激化などにより、中心市街地では空洞化が進行しており、その活性化が急務となっています。中心市街地にかつての賑わいを取り戻すため、空店舗の活用、駐車場の確保、街路の整備や景観形成等を通じて、大型店舗との共存を図りながら、その活性化対策を推進します。あわせて、地域に根ざした商店街の形成のため、地元商工会などの活動支援を図ります。

＜主な施策または事業＞

- 上野原駅・周辺施設の整備
- パーク・アンド・レールライド※⁹の考え方を取り入れた上野原、四方津駅前の
駐車場・駐輪場の整備
- 中心市街地活性化対策の推進
- 地元商店街活動の支援 等

※⁹ パーク・アンド・レールライド：駅までマイカーで行き、駐車し（パーク）、鉄道に乗る（レールライド）移動方式

②産業の活性化

新たな産業の進出を確保し、環境と調和する地域産業の立地を目指します。先端技術産業やバイオ産業等、今後大きな成長が期待される産業を中心に企業誘致を進めます。また、新たなベンチャー企業の設立を支援するとともに、この地域における製造業の技術開発支援のため科学技術研究費補助金の導入を検討します。また、地域における産学官連携組織である「地域創造センター」を活用し、地元企業の育成支援を図ります。

一方、この地域においても農業・林業従事者の高齢化や新規就農者の減少等による農地の遊休地化が進んでいます。地域農業・林業の振興・活性化を図るため、農村地域の労働力や農地、機械・施設等の資源を効率的かつ有効に活用できるよう、行政や農業・林業団体が地域の農業・林業従事者と一体となり、地産地消による地場流通の推進や農産物等の多様な販売形態の充実を図るなど、農業・林業経営の安定化を推進します。また、週末農業希望者の受け入れや都市交流農園の整備等、観光・交流型農業経営を推進します。

また、既存の観光施設と新たな施設を有機的に活用するため、観光ルートの選定や新しい観光資源の発掘を推進します。

さらに、地域の豊かな自然を生かし、登山道や遊歩道等、グリーンツーリズムやエコツーリズムに対応できる観光資源の整備を行うとともに、中央自動車道談合坂サービスエリア内や地域ふれあいプラザ（仮称）内に総合観光案内拠点整備を図ります。

これら地域活力の一翼を担う産業分野の活性化を積極的に推進することにより、地域の雇用拡大、地域経済の活性化を図ります。

<主な施策または事業>

- バイオ産業等、科学技術産業の立地促進
- 工場設置奨励金事業の充実
- 地域情報通信基盤整備に伴う SOHO※¹⁰の誘致推進
- 製造業の技術開発を支援する科学技術研究費補助金の導入検討
- 農業農村基盤整備事業
- 林業基盤整備事業
- 都市共生型農業の振興
- 交流型農業・環境保全型農業の推進
- Iターン促進のための特定農地貸付と住宅提供の推進
- 地産地消の推進による農林業・商業の活性化
- 農業経営効率化及び地域特産品の開発振興・ブランド化の推進
- 新市観光振興計画に基づく観光拠点施設の整備
- 水と緑と歴史を活用した体験学習施設や散策ルートの整備
- 総合観光案内拠点の整備 等

※¹⁰ SOHO：「Small Office Home Office」（スモールオフィス、ホームオフィス）の略。自宅や自宅周辺のオフィスで情報技術を活用して仕事を行う勤務形態のこと

(5) 利便性の高い快適な都市

新市が、一体的な都市として住民生活の向上とさらなる発展を図っていくには、まちづくりの拠点となる公共施設や道路網・公共交通網などの都市基盤の充実が不可欠であり、これら都市機能の整備をより一層推進していきます。

新市における経済活動の活性化と安全で快適な生活を確保するため、国道・県道の早期整備を関係機関とともに促進します。市道については、新市の均衡ある発展と市民の利便性向上の観点から、交通量、公共機関の配置、防災機能、交通安全対策などに配慮し、道路網の検討を図る中で計画的な整備を行います。

また情報網の整備については、地域をつなぐ高速・大容量の情報通信基盤を整備することで、地域情報化を強力に推進していきます。

また、本地域は、JR 中央本線や中央自動車道、国道 20 号等が通過しており、これら幹線交通のより一層の充実を図りつつ、幹線道路と市道など地域内道路網との有機的な連携を進める観点から、新しい形態のインターチェンジの整備等、関係機関との協議を進め、住民の利便性向上に努めます。

①道路網の整備

新市において秋山村地域と上野原町地域との連携を強化するため、秋山村西部と上野原町四方津方面を結ぶ連絡道路を国・県の支援と合併特例債を活用し、10 年計画で整備します。また、市東部については主要地方道四日市場上野原線「新天神トンネル」の整備を促進します。

また、スムーズな道路交通網づくりの観点から、国道 20 号の渋滞対策や交通安全対策等がすすめられるよう関係機関と調整を図っていきます。また地域内外を結ぶ道路や林道の整備促進、地域幹線道路である国道・県道の改良整備の促進、渋滞を解消するバイパス的な役割を果たす路線の早期建設に向けて調整を図ります。

<主な施策または事業>

- 秋山村西部・上野原町連絡道路の整備推進
- 関係自治体による秋山村西部・上野原町連絡道路期成同盟会の設置
- 住民による秋山村西部・上野原町連絡道路推進協議会の設置
- 主要地方道四日市場上野原線新天神トンネルの整備促進
- 国道・県道の整備促進
- 利便性の高い生活道路の整備推進 等

②地域情報網の整備

高度情報化社会に対応した基盤づくりを図るため、地域をつなぐ光通信網の整備（地域イントラネット基盤施設整備事業）や新世代地域ケーブルテレビなど、高速・大容量の情報通信基盤を整備し、ブロードバンド時代に対応できる条件整備に努めます。

＜主な施策または事業＞

- 地域イントラネット基盤施設整備事業
- 新世代地域ケーブルテレビの整備促進 等

③利便性の向上

JR 中央本線における通勤電車の増便や上野原駅に停車する特急電車本数の増加を図るため、中央線沿線活性化促進協議会等と連携しながら、関係機関と調整を図っていきます。

また、自動車交通の利便性向上を図るため、ETC 技術を利用した談合坂サービスエリアと地域内道路を結ぶスマートインターチェンジ※11について制度確立後、その導入に向けて、関係機関と調整を図るなど地域交通アクセスの強化を推進します。

＜主な施策または事業＞

- JR 中央本線利便性の向上促進
- パーク・アンド・レールライドの推進（再掲）
- 地域循環型コミュニティーバス運行基本計画策定（再掲）
- スマートインターチェンジの整備促進 等

(6) 市民と行政が連携した都市

合併により自治体規模が拡大しても、住民の声が行政に届くよう地域ふれあいプラザ（仮称）を設置し、住民が積極的にまちづくりに参画できる仕組みづくりを行います。また、地域審議会を設置し、地域の実情に応じてきめ細かに住民の意見が反映でき、合併後の地域における均衡ある発展ができるよう図ります。

一方、行政内部では、事業の効率化、体制のスリム化など、行財政改革を推進します。電子自治体化を積極的に推進し、IT を活用した情報公開を行うことで、開かれた行政運営を図ります。

①住民と行政とのパートナーシップの推進

市民自ら身近な社会活動を行う機会を提供するため、市民ボランティアの登録やNPO（非営利民間団体）の育成・支援に取り組むとともに、地域住民に開かれたサービス拠点である地域ふれあいプラザ（仮称）、各公民館、コミュニティーセンター及び集会所等がまちづくり活動や地域活動の拠点として、その機能を十分に発揮できるよう整備に努めます。また、地域公共ネットワーク情報基盤等を活用することにより、パブリックコメント※12等、市民の意見を幅広く取り入れるシステム導入を図ります。さらに住民の知りたい行政テーマ等について住民と意見交換等を行う市民出前講座の実施を検討します。

※11 スマートインターチェンジ：高速道路と一般道路をサービスエリア等に設置した無人ゲートによって結ぶ新しい形態のインターチェンジ

※12 パブリックコメント：重要な政策等を決定する前に素案の段階から公表して住民意見を聴く制度

＜主な施策または事業＞

- 地域ふれあいプラザ（仮称）の設置検討
- 市民ボランティアセンターの設置検討
- 地域審議会の設置
- 各公民館、コミュニティーセンター及び集会所等の整備（再掲）
- パブリックコメント制度の検討
- 市民出前講座の推進
- 消費生活相談の推進 等

②行政のスリム化と開かれた行政の推進

地方分権や行政改革の必要性が叫ばれている中、多様化、高度化する行政需要に対応するため、具体的な数値目標を入れた「行政改革大綱」を速やかに策定し公表します。また、組織機構については、従来の在り方にとらわれることなく、実質的に市民の福祉向上につながる事業を円滑に遂行できる簡素で効率的な組織機構とするとともに、課・室を横断するプロジェクトチームを設置します。

職員の定員管理にあたっては、新規の行政需要に対しても職員の配置転換等によって対応するとともに、定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化を推進します。

また、電子自治体の構築を積極的に推進し、事務改善やワンストップサービス※¹³の実現、各種証明書発行事務等の電子化などに取り組むとともに職員研修体制の充実強化を図ります。

さらに、財政面では自主財源、依存財源の確保に努めるとともに、事務事業の見直しを積極的に進め、経費の節減・合理化に努めます。また、「選択と集中」に基づくメリハリのある予算編成、的確な事業の進行管理、施策への反映を伴う行政評価システムの確立など効率的な行財政運営に努めます。

一方、開かれた市政推進と市民の行政への参画を促進するため、広報誌やインターネットホームページをはじめ様々な媒体で市政についての広報活動を行うとともに、プライバシーの十分な保護のもとITを活用した積極的な情報公開に努めます。

※¹³ ワンストップサービス：情報通信技術（IT 技術）を活用した、一度の手続きで複数の行政サービスを提供する仕組み。この仕組みにより、申請・届出等手続きに係る住民・企業等の負担軽減や利便性の向上が図られる。

＜主な施策または事業＞

- 秋山支所の機能の充実及び施設整備
- 新市行政改革大綱の策定と公表
- 簡素で効率的な組織機構の構築・運営
- 課室横断型のプロジェクトチームの設置
- 職員定員適正化計画の策定
- 職員研修の充実
- 基本構想・基本計画・実施計画の策定
- 行政評価システムの構築
- バランスシート等の作成
- 庁内業務の電子化による電子自治体構築の推進
- 広報誌の充実及びIT活用による広報事業の推進
- 新市暮らしのガイドブックの作成
- 情報公開制度の推進及び個人情報保護の徹底 等

第6章 新市における県事業の推進

1 山梨県の役割

新市は合併を契機に山梨県東部の玄関口にふさわしい都市としての発展が期待されています。山梨県は新市の一体性を高めるための事業を推進するとともに、都市基盤の充実を図るための支援を積極的に行います。このため、新市建設計画に位置づけられた県事業を重点的に実施し、新市のまちづくりを支援するとともに、合併に伴う特殊な財政需要に対して、市町村合併支援特例交付金などの財政支援を行います。

2 新市における山梨県事業

(1) 道路網の整備

新市における地域間交流の強化と速やかな一体化の確立のため、主要地方道四日市場上野原線「新天神トンネル」の整備や道路改良を推進します。また、新市と連携を図りながら、秋山村西部地域から四方津方面を結ぶ道路構想の必要性について検討します。

さらに地域の幹線道路である主要地方道上野原あきる野線や上野原丹波山線、県道野田尻四方津停車場線などの改良整備を推進するとともに、市街地を通る国道20号の慢性的な渋滞緩和を図るため国との調整を図ります。

このほか、歩道の整備や沿道の緑化など安全性や快適性にも配慮した整備を進めます。

(2) 防災対策

土砂災害を未然に防止するため、急傾斜地における崩壊対策や砂防事業、地すべり対策事業、護岸工事、河川改修など必要な防災対策に取り組みます。

(3) 生活基盤の整備

既設県営住宅の建て替えを含め、勤労者や高齢者・障害者などの住宅ニーズに対応した住宅の計画的整備を検討します。

また、桂川流域の公共用水域の水質保全と住民の生活環境の改善を図るため、桂川流域下水道の整備を推進するとともに、新市の行う公共下水道や合併処理浄化槽の整備を支援します。

(4) 産業の活性化

地域経済の活性化を図るため、あらたに創設した「山梨県産業集積促進助成金」や「山梨県企業立地促進奨励金」制度などを活用し、東部基幹工業団地や上野原地区拠点工業団地への企業誘致を推進します。

また、新市の豊かな自然資源を活用し、魅力あふれる中山間地域として活性化する

よう中山間地域総合整備事業や地域用水環境整備事業、県単土地改良事業などを推進するとともに中山間地域総合農地防災事業などにより災害に強い農村づくりを進めます。

さらに、適切な森林の整備・保全の推進や山村地域の環境改善などを図るため森林基幹道富士東部（北、南）線の整備を推進するとともに、必要な林道整備を検討します。

一方、観光面では、山梨県の東端に位置し、首都圏からの観光客の玄関口となることから、新市が行う個性的で魅力ある観光地づくりや集客・交流促進のための取り組みに対し、ハード・ソフト両面から支援を行います。

（５）子育て環境の充実

市民が安心して子どもを生き育てることができる環境づくりを推進するため、次世代育成支援地域行動計画に基づき新市が行う地域子育て支援センターやファミリーサポートセンター、児童館などの整備に向けた取り組みを支援するとともに、保育所が行う低年齢児保育や延長保育などの保育体制の充実や幼稚園の教育環境の整備などに対し支援を行います。

（６）学校教育の充実

児童の発達段階に応じたきめ細かな指導ができるよう「かがやき 30 プラン」に基づき、新市が行う 30 人学級編制の導入など少人数教育に対する支援を行います。

また小学校における複式学級の編制基準改善に向けた取り組みを推進します。

第7章 公共的施設の統合整備

新市の地域で重複する公共施設については、地域特性または交通網、情報通信網といった社会基盤の整備状況等を踏まえ、地域全体のバランスを考慮しながら統合整備します。なお、統合整備にあたっては、市民生活に急激な変化が及ぶことがないように十分配慮していきます。

新市の事務所については、新しく建設した上野原町役場を活用します。現在の秋山村役場は、住民サービスの低下を招かないよう、支所として活用します。

新たな公共施設の整備については、新市の財政状況を踏まえる中で、既存の公共施設を可能な限り活用するなど、効率的な整備に努めます。

第8章 財政計画

財政計画は、新市における15年間の財政運営の指針として、歳入・歳出を科目ごとに、現況及び過去の実績や経済状況を勘案しながら推計し、普通会計ベースで作成したものです。現在、国において、地方交付税制度の見直しや地方への税財源の移譲等が論議されていますが、本計画では現行の行財政制度により、堅実な財政運営を基調に、合併に伴う行政サービス・住民負担の格差是正のための経費、主な節減経費を反映させるとともに、合併特例債等、国の財政支援措置を勘案して作成しています。

【主な勘案内容】

1 歳入

地方税

地方税については、過去の実績等に税制改正及び人口の減少等を考慮し算定しています。

地方譲与税

過去の実績等により算定しています。

地方交付金

利子割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金については、過去の実績等により算定しています。

地方交付税

普通交付税については、現行制度を基本に、普通交付税の算定の特例（合併算定替）等の合併に係る財政措置を見込み、合併特例債の元利償還金に対する交付税措置分を見込んでいます。

分担金及び負担金

分担金及び負担金については、過去の実績等により算定しています。

使用料及び手数料

使用量及び手数料については、過去の実績等により算定しています。

国庫支出金及び県支出金

過去の実績等により算定し、新市建設計画に基づく新規事業分及び合併に係る財政支援措置（合併市町村補助金）を加えています。

繰入金

繰入金については、過去の実績等により見込んでいます。

繰越金

繰越金については、過去の実績等により見込んでいます。

地方債

過去の実績等により算定するとともに、新市建設計画に基づく新規事業にかかる合併特例債を加えています。

その他

財産収入、寄付金、諸収入については、過去の実績等により見込んでいます。

歳入

(単位:百万円)

区 分	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度
地 方 税	3,266	3,273	3,622	3,605	3,421
地 方 譲 与 税	240	339	134	130	121
利 子 割 交 付 金	20	14	18	18	15
地 方 消 費 税 交 付 金 等	297	298	293	261	267
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	157	157	151	141	134
自 動 車 取 得 税 交 付 金	74	74	71	64	36
地 方 特 例 交 付 金	120	89	19	38	41
地 方 交 付 税	3,116	2,899	3,001	3,211	3,370
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	5	5	5	5	5
分 担 金 及 び 負 担 金	124	140	97	68	73
使 用 料 及 び 手 数 料	288	353	217	209	206
国 庫 支 出 金	459	419	452	557	988
県 支 出 金	503	576	615	566	629
財 産 収 入	23	20	49	46	27
寄 付 金	6	0	1	1	1
繰 入 金	891	881	420	325	250
繰 越 金	703	617	522	480	413
諸 収 入	244	213	179	298	133
地 方 債	2,288	1,068	1,235	1,375	772
歳 入 合 計	12,824	11,435	11,101	11,398	10,902

歳入

(単位:百万円)

区 分	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
地 方 税	3,330	3,293	3,243	3,283	3,273
地 方 譲 与 税	118	97	108	87	87
利 子 割 交 付 金	13	10	7	7	7
地 方 消 費 税 交 付 金 等	268	257	252	244	244
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	123	111	116	118	118
自 動 車 取 得 税 交 付 金	36	29	36	30	30
地 方 特 例 交 付 金	49	42	13	13	13
地 方 交 付 税	3,600	3,816	3,781	3,691	3,672
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	5	5	5	5	5
分 担 金 及 び 負 担 金	71	74	94	128	78
使 用 料 及 び 手 数 料	221	222	215	215	215
国 庫 支 出 金	1,193	872	713	913	1,161
県 支 出 金	601	762	1,068	610	481
財 産 収 入	22	19	25	16	16
寄 付 金	1	4	1	1	1
繰 入 金	262	260	310	191	191
繰 越 金	309	380	202	188	188
諸 収 入	143	147	135	163	143
地 方 債	1,330	1,234	1,185	1,941	2,256
歳 入 合 計	11,695	11,634	11,509	11,844	12,179

歳入

(単位:百万円)

区 分	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
地 方 税	3,201	3,191	3,182	3,109	3,098
地 方 譲 与 税	87	87	87	87	87
利 子 割 交 付 金	7	7	7	7	7
地 方 消 費 税 交 付 金 等	244	244	244	244	244
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	118	118	118	118	118
自 動 車 取 得 税 交 付 金	30	30	30	30	30
地 方 特 例 交 付 金	13	13	13	13	13
地 方 交 付 税	3,634	3,558	3,481	3,405	3,329
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	5	5	5	5	5
分 担 金 及 び 負 担 金	78	78	78	78	78
使 用 料 及 び 手 数 料	215	215	215	215	215
国 庫 支 出 金	889	880	867	747	747
県 支 出 金	486	504	462	462	482
財 産 収 入	16	16	16	16	16
寄 付 金	1	1	1	1	1
繰 入 金	191	191	261	330	331
繰 越 金	188	188	188	188	188
諸 収 入	143	143	143	143	143
地 方 債	1,720	1,258	1,239	1,071	1,075
歳 入 合 計	11,266	10,727	10,637	10,269	10,207

2 歳出

人件費

合併による特別職等の減員、議員の減員、併せて合併後の退職者の補充を抑制することによる一般職の職員数の減少を見込んでいます。

物件費

物件費については、過去の実績等により算定しています。

維持補修費

維持補修費については、過去の実績等により算定しています。

扶助費

過去の実績等により算定し、高齢化の進行に伴う経費増を見込んでいます。

補助費等

補助費等については、過去の実績等により算定しています。

普通建設事業費

過去の実績等を勘案し、新市建設計画に基づく新規事業を見込んでいます。

公債費

合併前に借り入れた地方債に係る償還予定額と、合併後の新市建設計画事業等による新たな償還見込み額を加えて算定しています。

積立金

積立金については、合併特例債を充てることのできる「合併市町村振興基金」への基金積立金等の実績を基に算定しています。

繰出金

繰出金については、過去の実績等により算定しています。

その他

災害普及費、投資及び出資金、貸付金については、過去の実績等を基に見込んでいます。

歳出

(単位:百万円)

区 分	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度
人 件 費	2,441	2,461	2,254	2,187	2,029
物 件 費	1,938	1,897	1,790	1,796	1,761
維持補修費	29	27	25	27	28
扶助費	720	738	779	814	858
補助費等	1,020	910	724	967	1,338
普通建設事業費	1,245	1,518	1,392	1,710	707
災害復旧費	51	0	57	19	4
公 債 費	1,590	1,884	1,981	1,962	2,078
積 立 金	1,399	208	219	177	354
投資及び出資金	468	205	345	181	131
貸 付 金	1	1	0	0	0
繰 出 金	1,305	1,064	1,055	1,145	1,305
歳出合計	12,207	10,913	10,621	10,985	10,593

歳出

(単位:百万円)

区 分	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
人 件 費	2,107	2,127	2,054	1,984	1,980
物 件 費	1,759	1,792	1,977	1,846	1,827
維持補修費	52	50	52	42	42
扶助費	1,211	1,274	1,300	1,301	1,305
補助費等	891	906	869	706	706
普通建設事業費	1,366	1,325	771	2,169	2,747
災害復旧費	0	51	31	25	10
公 債 費	1,945	2,008	1,923	1,895	1,760
積 立 金	415	494	102	281	188
投資及び出資金	218	39	833	25	50
貸 付 金	0	1	8	7	1
繰 出 金	1,351	1,365	1,401	1,375	1,375
歳出合計	11,315	11,432	11,321	11,656	11,991

歳出

(単位:百万円)

区 分	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
人 件 費	2,000	1,973	1,934	1,951	1,933
物 件 費	1,818	1,809	1,800	1,791	1,782
維持補修費	42	42	42	42	42
扶 助 費	1,303	1,317	1,329	1,344	1,358
補助費等	706	706	706	706	706
普通建設事業費	1,797	1,308	1,252	1,077	987
災害復旧費	10	10	10	10	10
公 債 費	1,693	1,637	1,754	1,726	1,567
積 立 金	283	301	196	35	235
投資及び出資金	50	60	50	23	23
貸 付 金	1	1	1	1	1
繰 出 金	1,375	1,375	1,375	1,375	1,375
歳出合計	11,078	10,539	10,449	10,081	10,019

新市建設計画

平成 25 年 9 月

編集・発行／上野原市

山梨県上野原市上野原 3832

電話番号 0554-62-3111

